

越前町学校教育環境検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 越前町立小学校及び中学校の教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、学校の適正規模、適正配置等について検討するため、越前町学校教育環境検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の号に掲げる事項について審議し、その結果を教育長に提言するものとする。

- (1) 町立小中学校の適正規模に関すること。
- (2) 町立小中学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は20人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から、原則として第2条の規定による提言を行った日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会における審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者

を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱制定後、初めて開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。